

「坂井市共通使用封筒」有料広告募集要項

市では、自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に、坂井市役所の各課からの郵送等に使用する封筒（坂井市共通使用封筒）に有料広告を掲載する企業等を募集します。

坂井市共通使用封筒は、各課からの様々な連絡やお知らせなどに幅広く使用しており、年間約 10 万枚を各家庭や企業などに発送しています。市民の目に留まる機会が多いことから、宣伝効果の高い広告媒体です。

この機会に、ぜひ坂井市共通使用封筒の有料広告をご利用ください。

なお、広告主の皆様からいただく広告掲載料は、この封筒の製作費に充てさせていただきます。

1 広告の規格・掲載料等

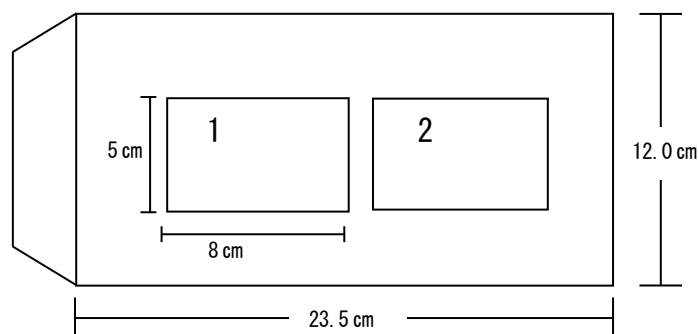
広告規格	掲載場所	作成枚数	募集枠数	掲載料 （1 枠）
縦 5cm×横 8 cm （黒 1 色）	坂井市共通使用封筒裏面 （長形 3 号）	約 100,000 枚	2 枠	5 万円

※ 広告位置の場所は、抽選により決定します。

※ 広告の掲載は、2 枠以上結合して掲載することができます（申込者の数が募集した枠数に満たない場合）。

2 広告掲載位置

封筒裏面（長形 3 号）



3 申し込み方法

次の1)と2)を総務課に提出して下さい(郵送可)。Fax、メールによる提出はできません。

1) 坂井市広告掲載申込書

この申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

2) 広告の電子データ

次のいずれかのファイルにより作成してください。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。

- ・ Adobe イラストレーターの EPS ファイル
- ・ ワードまたはエクセルのファイル
- ・ TIFF の画像ファイル

※文字(フォント)はアウトライン化したデータで提出してください。

※電子データはCD-Rに保存して提出してください。提出されたデータ等は返却いたしません。

4 募集期間

令和4年6月24日(金)～ 令和4年7月20日(水)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

5 広告掲載の決定

(1) 広告掲載の決定

応募者多数の場合は抽選とし、広告審査会による審査を経て、広告掲載の可否を決定します。

(2) 広告掲載位置の決定

広告を掲載することが適当と認める申込みの件数が、2以上あるときは、掲載の位置は抽選により決定します。

(3) 掲載枠数

掲載枠数は1広告主につき1枠とします。ただし、申込者の数が募集した枠数に満たない場合は、希望する者に複数枠の利用を認めます。

6 広告掲載料の納入について

広告掲載決定後、広告主となられる方に市から「広告掲載決定通知書」を郵送します。広告掲載料は、令和4年8月1日以降に納入通知書を送付いたしますので、期限までに指定の金融機関で納めてください。

7 その他

詳しくは、「坂井市有料広告掲載に関する要綱」、「坂井市共通使用封筒広告掲載実施要領」、「坂井市有料広告掲載基準」をご覧ください。

8 問い合わせ

坂井市総務部総務課

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

電話 0776-50-3010